

静岡県教職員生活協同組合 組合員の事業利用と利用代金に関する規則

3.(目的)

第1条 静岡県教職員生活協同組合(以下、「教職員生協」という。)の組合員及びその家族が、教職員生協の事業を利用することに関して以下のとおり定めるとともに、利用代金支払いに関しても以下のとおり定める。

(利用限度額)

第2条 組合員の一回あたりの利用限度額を30万円(税別)とする。ただし、現金扱い・教職員互助組合(以下、「互助組合」という。)の購入資金制度を利用する場合は、除くものとする。

2. 組合員の家族については、一回あたりの利用限度額を10万円(税別)とする。

3. 組合員及びその家族の一回払い及び分割払いの合計の利用限度額を100万円(税別)とする。ただし、互助組合の購入資金制度を利用する場合は、除くものとする。

4. 分割購入合計の限度額が本条の定めを超えるときには、組合員に対し購入を見合わせることを要請することができる。

5. 指定店、契約指定店と直接決済する場合には、本条は適用しない。

6. 大丸松坂屋百貨店等の団体契約カードでの利用限度額は、発行元の規定に定める金額とする。

7. この規則にかかわらず、なお利用を必要とする場合には別途事前の協議を行う。

(換金、転売等の目的外利用の禁止)

第3条 組合員及びその家族は、換金や転売等の教職員生協事業の本来の目的から逸脱する不正又は不当な利用を行ってはならない。

(事業の利用停止)

第4条 定款第3条(事業)の定めるところ以外の目的外利用と認められる場合は、教職員生協は組合員に通知することなく事業の利用を停止することができる。

2. 本規則第2条(利用限度額)の定め違反する場合には、教職員生協は組合員に通知することなく事業の利用を停止することができる。

3. 本規則第3条(換金、転売等の目的外利用)の事実を認めた場合は、教職員生協は組合員に通知することなく事業の利用を停止することができる。

4. 本規則第7条(支払義務)第1項の定め違反する場合には、教職員生協は組合員に通知することなく事業の利用を停止することができる。

(事業の利用停止の解除)

第5条 本規則第4条(事業の利用停止)に抵触する事由が解消したとき及び組合員が債務を完済したときは、教職員生協は事業の利用の停止を解除することができる。

(所有権の留保)

第6条 組合員が利用代金の支払いが完了するまでは、当該商品等の所有権は教職員生協に留保されるものとする。

(支払義務)

第7条 組合員は利用代金を遅滞なく支払う義務を有する。

2. 組合員が分割払いの際に1回でも利用代金の遅滞が発生した場合は、期限の利益を喪失し、代金の残金を一括請求されても異議ないものとする。

3. 団体扱い保険料については、所定の期日を含めて2ヶ月にわたってなお入金されないときは、本人に通知のうえ、保険解除の手続きを行うものとする。

4. ガソリン給油カードの利用については、所定の期日を含めてなお3ヶ月にわたって入金されないときは、ガソリン給油カードの利用を停止されても異議ないものとする。

5. 利用代金が所定の期日を越えてなお3ヶ月にわたって入金されないときは、次回請求時より所定の遅延損害金を加算することができる。

(支払方法)

第8条 利用代金の支払方法は、基本給与引去りとする。ただし、給与引去りができない場合は口座振替とする。なお、口座登録手続き完了までは、指定の払込用紙にて支払うものとする。

2. 分割払いの方法は、互助組合の購入資金制度又は本規則第10条(分割払い)及び第11条(分割手数料)に定める方法とする。

(支払回数)

第9条 支払回数は、原則として1回払いとするが、分割で支払うことができる。ただし、給与引去りの上限を6万円とし、これを超える場合は直接本人に確認を行い、場合によっては支払方法の変更を要請することができる。

(分割払い)

第10条 分割で支払う場合は、本規則第11条(分割手数料)の回数に定め、1回あたりの支払金額は原則5,000円以上とする。なお、分割手数料は組合員負担とする。

2. 端数の金額は、初回の支払金額に繰り入れ、月々の支払いは100円単位の均等支払いとする。

3. ボーナス月として、7月と12月の支払いは別途設定することができるが、月々の支払いに加算し、支払方法を変更することはできない。

4. 互助組合の購入資金制度を利用する場合には、互助組合の規定に従う。

5. 組合員が支払期限前に送金済済を希望した場合には、下記の計算方法にて戻し手数料を算出するものとする。

$$\frac{(N-n)(N-n+1) \times C}{N(N+1)} = \text{戻し手数料}$$

【N:支払回数 n:n回目に完済 C:分割手数料】

(分割手数料)

第11条 分割は下記所定の回数及び手数料率に定める。

回数	1回	2回	3回	4回	5回	10回	18回	24回
手数料率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%	3.0%	4.5%	6.0%

税込購入金額 × 支払回数に該当する手数料率

(遅延損害金)

第12条 本規則第7条(支払義務)5項に定める遅延損害率は、年率14.6%を適用することができる。

遅延損害金 = 遅延額 × 遅延損害率 ÷ 365日 × 遅延日数

(請求金額の確認)

第13条 組合員は、請求金額の確認を、マイページの請求明細にて行う。

2. 組合員は、マイページを登録するものとし、教職員生協は、原則、請求明細書(A4)を発行しないものとする。

3. 請求明細書(A4)の発行を希望する組合員は、発行手数料200円(別途消費税加算)を負担するものとする。

(再請求手数料)

第14条 教職員生協は、組合員の利用代金が、所定の期日(毎月20日)を越えても入金されず、再請求となる場合、再請求手数料を加算することができる。

2. 前項に定める再請求手数料は、100円(別途消費税加算)とする。

3. 前各項に定める手数料は、入金されるまで月ごとに加算される。

(組合員資格喪失時の支払方法)

第15条 組合員がこの組合を脱退する場合は、利用代金の残額を速やかに一括して清算しなければならない。

(期限の利益の喪失)

第16条 組合員は利用代金の支払いを怠った場合には、教職員生協からの通知・催告を要せず、当然に期限の利益を失い、直ちに残金を一括して支払わなければならない。

(連帯保証人、公正証書)

第17条 本規則第7条(支払義務)、第8条(支払方法)、第9条(支払回数)、第10条(分割払い)に定める支払い方法を履行できないと認められたときは、当該組合員は支払いの債務を保証する連帯保証人と連署の返済計画書を提出しなければならない。

(除名)

第18条 この規則にもかかわらず支払い義務の不履行が認められる場合には、定款第12条(除名)の定めにより総代会の議決によって除名することができる。

(合意管轄)

第19条 この規則にかかわる一切の訴訟については、静岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(通知)

第20条 この規則は、組合員に配付するほか、ホームページに掲載するものとする。

(改廃)

第21条 この規則の改廃は、理事会にて行う。

附則

この規則は、平成30年9月11日から施行する。

(組合員証の発行)

- 第1条 静岡県教職員生活協同組合(以下、「教職員生協」という。)は、定款第8条5項(加入承認の申請)の定めにより、組合員証を兼ねたガソリン給油等ができる、Smile member's card(以下「組合員証」という。)を発行する。
- 2.組合員証は、教職員生協組合員(以下、「組合員」という。)1人に対して1枚の発行とする。ただし、組合員から組合員証の発行が不要である旨の意思表示があった場合には発行しない。

(ガソリン給油専用カードの発行)

- 第2条 組合員及びその家族がガソリン事業を利用するにあたって、ガソリン給油専用カードを発行することができる。
- 2.ガソリン給油専用カードの発行は、組合員1人に対して5枚までとする。(本人用を含む。)
- 3.ガソリン給油専用カードの取扱いについては、発行元の利用規則及び本規則を適用する。

(組合員証の利用)

- 第3条 組合員は本規則に従い、教職員生協の指定店及び契約指定店において組合員証を提示し、商品の購入又は役務の提供を受けることができる。
- 2.組合員は、善良な管理者の注意をもって組合員証を使用し、管理するものとする。
- 3.組合員は、組合員証を他人に譲渡、転貸し又は担保に供することはできない。
- 4.組合員と同一生計の家族が組合員証を利用するにあたっては、組合員はその家族に本規則を遵守させる義務を負うものとする。
- 5.組合員証の利用限度額は、「組合員の事業利用と利用代金に関する規則」に定める金額とする。

(債権譲渡の承諾)

- 第4条 組合員は、指定店又は契約指定店で組合員証にて利用した代金が、教職員生協に債権譲渡される場合があることをあらかじめ承諾するものとする。

(所有権の留保)

- 第5条 組合員は、組合員証の利用により商品を購入した場合、当該商品にかかる利用代金についての支払いが完了するまでは、当該商品の所有権が教職員生協に留保されることを承諾するものとする。

(組合員証利用代金決済の方法)

- 第6条 原則として毎月15日締切とし、請求は翌月とする。
- 2.組合員の教職員生協への支払方法については、「組合員の事業利用と利用代金に関する規則」に定める方法とする。

(組合員証の有効期限)

- 第7条 組合員証の有効期限は、最長10年間とし、組合員証に表示する。
- 2.組合員が教職員生協を脱退しない限り、教職員生協は組合員証の有効期限が到来するまでに更新組合員証を発行する。
- 3.組合員は、教職員生協を脱退するときには組合員証を返却するものとする。

(組合員証の盗難・紛失等)

- 第8条 組合員は、組合員証の盗難・紛失等があった場合には、その責において、直ちに以下の手続きを行うものとする。
- (1) 教職員生協へ電話等による連絡
- (2) 最寄りの警察への届出
- 2.組合員証の盗難・紛失等にあった場合、そのために生ずる支払いについては、組合員の責任となる。ただし、前項の手続きを行った場合、届出を受理した日から30日間に発生した組合員証の不正使用の損害については、次項の範囲内において教職員生協が補填する。
- 3.補填の限度額は10万円を限度とする。
- 4.前項の規程にかかわらず、教職員生協は次の損害については補填しない。
- (1) 組合員の故意又は重大な過失に起因する損害
- (2) 組合員の家族、同居人などによる不正使用に起因する損害
- (3) 戦争、地震など著しい社会秩序の混乱時に発生した紛失・盗難等に起因する損害
- (4) 本規則に違反する使用に起因する損害
- 5.組合員証は、教職員生協が適当と認める場合に限り再発行する。

(変更の届出)

- 第9条 組合員は、教職員生協に届出をしている氏名等に変更が生じた場合には、速やかにその旨を教職員生協に届出をする。

(組合員証の利用停止)

- 第10条 組合員が本規則又は「組合員の事業利用と利用代金に関する規則」に違反した場合、教職員生協は組合員証の利用を停止することができる。

(組合員資格喪失時の組合員証利用資格)

- 第11条 組合員がこの組合を脱退する場合には、組合員証の利用資格は自動的に消滅するものとする。
- 2.組合員は、組合員証の利用資格喪失後であっても、組合員証の利用資格喪失前に発生した利用代金については、教職員生協へ支払うものとする。

(紛争の処理)

- 第12条 組合員が組合員証の利用による商品又は提供を受けた役務に関する紛争は、組合員と教職員生協及び利用した指定店、契約指定店との間で解決することとする。

(合意管轄)

- 第13条 この規則に関わる一切の訴訟については、静岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(本規則の改廃)

- 第14条 この規則の改廃は、理事会で行う。

附則

この規則は、平成28年3月11日より施行する。